

社会福祉法人 「沖縄松楓会」

役員等報酬規程

社会福祉法人 沖縄松楓会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 沖縄松楓会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬について必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員および評議員選任・解任委員をいう。

(報 酬)

第3条 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、責任、役割、及び職務内容を総合的に勘案・評価し、役員等報酬表に定める基準額を理事会にて決定し、評議員会の承認を経て支給する。別途賞与の支給は行わない。

2 前項に該当しない役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり日当を支給する。

日額 20,000円

3 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項及び第2項は適用しない。ただし職員給与に加え役員兼任手当として、役職に応じ次のとおり支給する。

- | | | |
|------------|----|---------|
| (1) 理事長 | 月額 | 30,000円 |
| (2) 業務執行理事 | 月額 | 20,000円 |
| (3) 理 事 | 月額 | 10,000円 |

(報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

(1) 第3条1項及び3項の役員等については、毎月1日に起算し、当月末日に締めきり、翌月10日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(2) 第3条2項の役員等については、その都度現金にて支払う。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(公 表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

1. この規程は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。
2. この規程は、「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 21 号）をもって現行を廃止し、平成 29 年 6 月 22 日から施行する。

役員等報酬表

号 俸	月 額
1	30,000
2	50,000
3	70,000
4	90,000
5	110,000
6	130,000
7	150,000
8	170,000
9	190,000
10	210,000
11	230,000
12	250,000
13	300,000
14	350,000
15	400,000
16	450,000
17	500,000